

名古屋市立工業高等学校PTA会則

- 第 1 条 本会は名古屋市立工業高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は家庭、学校、社会の緊密な連携協力によって生徒の福祉を増進し民主主義教育の確立を図ることを目的とする。
- 第 3 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 家庭と学校との提携連絡に関する事。
 2. 教育上の研究調査に関する事。
 3. 生徒の保護善導に関する事。
 4. 生徒の保護衛生に関する事。
 5. 生徒の進路指導に関する事。
 6. 会員及び生徒の福利厚生に関する事。
 7. 学校施設の改善充実にに関する事。
 8. その他本会の目的達成に必要な事。
- 第 4 条 本会は保護者と教職員並びに本会の趣旨に賛成するもので組織する。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名 本会を代表し会務を総理する。
 2. 副 会 長 3 名 会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する。
 3. 顧 問 1 名 本会の諮問に答える。
 4. 監 査 3 名 本会の会計を監査する。
 5. 書 記 5 名 本会の庶務を処理する。
 6. 会 計 2 名 本会の会計を処理する。
 7. 学年代表 若干名
 8. 定時制代表 1 名
- 第 6 条 本会の役員は次の方法によって選出する。
1. 会長、副会長 総会によって選出する。
 2. 書記、会計 会長が委嘱する
- 第 7 条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。
- 第 8 条 本会の定期総会は年に1回とし、必要に応じて臨時総会を開く。
- 第 9 条 【削除】
- 第10条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
会費は、全日制年額2,700円、定時制2,200円とし、別会計とする。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本会則は総会の決議によって改めることができる。
- 第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

1. 本会則は、昭和23年10月29日から実施する。
2. 昭和31年5月04日一部改正
3. 昭和37年4月26日一部改正（会費）
4. 昭和41年5月07日一部改正（会費）
5. 昭和45年5月09日一部改正（会費）
6. 昭和47年6月01日一部改正（第二工業高等学校独立）
7. 昭和52年5月17日一部改正（会費）
8. 昭和53年5月16日一部改正（会費）
9. 昭和55年5月23日一部改正（会費）
10. 平成02年5月17日一部改正（会費と第5条と第6条の一部・3年4月1日実施）
11. 平成14年5月23日一部改正（第二工業高等学校併設に伴う改正）
12. 平成27年5月21日一部改正（第4条と第6条の一部）
13. 令和06年5月23日一部改正（第5条改定、第9条削除、会費改定）
14. 令和07年5月22日一部改正（第5条改正、第6条改正、第13条追加）

慶弔規程

名古屋市立工業高等学校 PTA

1. 生徒慶弔規定
 - (1) 死 亡 本人 20,000 円 供花一對
 - (2) 病 気 3 週間以上 5,000 円
 - (3) 災 害 協議のうえ見舞金を贈呈する。

2. 会員慶弔規定
 - (1) 死 亡 会員（生徒の父母または保護者） 10,000 円
会員（職員）、職員の配偶者、父母 供花一對
 - (2) 病 気 職員 3 週間以上の病気欠勤 5,000 円
 - (3) 災 害 協議のうえ見舞金を贈呈する。

3. その他 特別の事情があるときは、役員会の協議による。

本規定は、昭和 48 年 6 月 1 日より実施
昭和 54 年 6 月 14 日一部改正
昭和 58 年 11 月 1 日一部改正
平成 3 年 5 月 16 日一部改正
平成 13 年 3 月 9 日一部改正
平成 21 年 5 月 21 日一部改正
令和 3 年 5 月 29 日一部改正

名古屋市立工業高等学校 PTA 個人情報保護方針

名古屋市立工業高等学校 PTA では、会員の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともにより良い情報を提供するために、以下の取り組みを推進し、責任を持って会員の個人情報を保護します。

1. 法令等の遵守

名古屋市立工業高等学校 PTA は、個人情報保護法とその関連法規を遵守します。

2. 個人情報の収集

名古屋市立工業高等学校 PTA が会員から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示し承諾を受けた上で、その目的達成に必要な範囲において収集します。

3. 個人情報の種類

会員が個人情報取扱同意書に記載した事項

4. 個人情報の利用目的

名古屋市立工業高等学校 PTA が会員の個人情報を利用するにあたっては、以下の利用目的範囲のみで利用し、この目的の範囲を超えた利用はしません。

(1) 内部での利用目的

- ・会員情報の管理
- ・案内等文書の送付

(2) 外部への供与目的

- ・会計事務のための名古屋市立工業高等学校への第三者提供
- ・各団体が主催するセミナー等への参加者登録のための第三者への提供
(市 PTA 連絡協議会、名古屋市教育委員会など)

5. 第三者提供の制限

名古屋市立工業高等学校 PTA は、収集した個人情報はあらかじめ本人の同意が得られていない第三者への提供はしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命・身体または財産保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成推進のために必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定められた業務を遂行することに対して協力する必要があつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. その他

PTA 担当者が、上記情報の取得その他の場合において、会員から相談を受けた事項は、本人の同意を得ない限りには関係者以外には伝えません。

名古屋市立工業高等学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 この個人情報取扱方法は、名古屋市立工業高等学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第 3 条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第 4 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員等名簿の作成

(個人情報の取得)

第 5 条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- 1 (1) 氏名
- (2) その他必要とするもので同意を得た事項
- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

名古屋市立工業高等学校 PTA 組織 (イメージ)

